平成２３年（家）第３９２号
長野県北安曇郡白馬村大字北城397番地
申立人　帯金　康祐
本籍長野県大町市平12809番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長野県大町市、死亡年月日平成22年４月２日、出生の場所長野県北安曇郡平村、出生年月日昭和２年１月21日、職業無職
被相続人　亡　郷津　滋子
催告期間満了日　平成24年４月30日
長野家庭裁判所松本支部

平成２３年（家）第７６０号
愛知県名古屋市守山区緑ケ丘515番地
申立人　後藤　裕夫
本籍愛知県名古屋市中区丸の内２丁目９番地、最後の住所岐阜県土岐市妻木町1849番地の７、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日平成23年１月１日、出生の場所愛知県名古屋市西区、出生年月日昭和４年３月18日、職業無職
被相続人　亡　犬飼みつ子
催告期間満了日　平成24年４月17日
岐阜家庭裁判所多治見支部

失踪宣告

平成２３年（家）第３７６号
本籍広島市佐伯区湯来町大字下1286番地、最後の所在中国吉林省徳恵県松花江
今次戦争による生死不明者　守下ミサ子
昭和14年１月25日生
平成23年９月２日戦時死亡宣告審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第１号
神奈川県平塚市紅谷町11番19号
申立人　平塚信用金庫
代表理事　石崎　　明
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月１日
平成23年９月５日　　平塚簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＥ72337
金額　1,087,276円
支払人　平塚信用金庫花水支店
支払地　平塚市菫平
振出日　平成23年５月
振出地　神奈川県平塚市
振出人　有限会社野谷商店　代表取締役　野谷　一彦
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１号
千葉県千葉市若葉区若松町531番地の546
申立人　有限会社光陽商事
代表者代表取締役　林　　守良
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月１日
平成23年９月２日　　伊勢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ250811
金額　967,260円
支払期日　平成22年６月20日
支払地　三重県伊勢市
支払場所　みずほ銀行伊勢支店
振出日　平成22年２月20日
振出地　三重県伊勢市
振出人　シンフォニアエンジニアリング株式会社　代表取締役　桐村　和洋
受取人　ケイ・イー・シーエンジニアリング有限会社
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２３年（フ）第１１５９５号
東京都千代田区紀尾井町３番６号
債務者　プラウドフットジャパン株式会社
主文　すべての債権者は、本件破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２３年（フ）第１１５９５号
東京都千代田区紀尾井町３番６号
債務者　プラウドフットジャパン株式会社
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　岡本　政明
平成23年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２１号
最後の住所千葉県富津市下飯野223番地
債務者　亡牧野久昭相続財産
相続財産管理人　鈴木　牧子
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
４　破産債権の届出期間　平成23年10月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時30分
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２５５号
静岡県沼津市鳥谷238番地の４
債務者　有限会社ワカバ鉄工
代表者代表取締役　若林　　勝
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
４　破産債権の届出期間　平成23年10月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前11時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
福井県鯖江市神中町１丁目７番23号
債務者　北都食品株式会社
代表者代表取締役　西野　安之
１　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
４　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
静岡県伊東市大原３丁目12番９号
債務者　斉藤設備工業株式会社
代表者代表取締役　齋藤　知一
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山克己
４　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１５号
横浜市港南区日野４―65―10
債務者　赤坂商店株式会社
代表者代表取締役　赤坂　隆志
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　貴久
４　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１１号
名古屋市熱田区川並町２番22号
債務者　まるはち水産株式会社
代表者代表取締役　山田　　清
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶田　　晋
４　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前11時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０７号
山口県宇部市南小羽山町１丁目６番15号
債務者　株式会社海大
代表者代表取締役　安部　雄一
１　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大﨑　　真
４　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前11時
山口地方裁判所宇部支部